

# 工事数量算定基準

## 第1条 総 則

### 1. 適用範囲

- (1) この工事数量算定基準（以下「基準」という）は、大阪市環境局の所管する土木請負工事（以下「工事」という）に適用する。ただし、国庫補助事業は除外する。
- (2) 工事の設計数量並びに出来高数量は、この基準によって計算し計上するものとする。ただし、この基準に明記のないものは類似種別の単位及び数位に準ずるものとする。

## 第2条 表示単位及び数位

### 1. 単位及び数位

- (1) 形状寸法の単位は、メートル法によるものとする。工事目的物の規格等の単位は、国際単位系（S I 単位系）とする
- (2) 設計数量及び出来高数量の表示単位及び数位のとり方は、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」の通りとする。ただし、この数位に満たない場合は、有効数位を下位1桁まで繰り下げることができる。
- (3) 工事目的物以外の任意仮設等においては、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」を参考に数量を算出し、一式計上することができる。ただし、この場合は、計上数量の内容が判断出来る参考図面等を添付すること。

## 第3条 工事数量の算定方法

### 1. 算定方法

数量の計算は、算式毎に指定数位以下一位に止めるのを原則とする。

### 2. 数量の計上

同一工種の数量については、個々に算出し項目毎に集計するものとする。また、指定数位未満の数量は、切り捨て計上する。

### 3. 図上計算等

- (1) 設計数量は、現場調査図面等により、図上計算によって算定することができる。
- (2) 出来高数量は、設計図（工事目的物の形状寸法により、出来形管理値が明確なもの）に基づいて計算するのを原則とするが、現場条件等により設計図どおりの施工ができないものについては、実測数値により計算を行うものとする。（変更図での指示）
- (3) 精密な計算あるいは測定によりがたい場合には、概算式または図上計算等によって算定してよい。ただし、算定方法を添付すること。

### 4. 体積の計算

- (1) 土量計算においては、幅または断面に変化がある場合は、平均断面法を原則とする。
- (2) 擁壁等の躯体の体積計算で、幅または断面に変化がある場合は、オベリスク、プリズモイド等の数学公式を使用するのを原則とする。

5. 図面表示及び測定寸法

- (1) 図面表示及び測定寸法は、原則として別表の「工種別・単位及び数値一覧表」の指定数値に止め、指定数値未満の数量は切り捨てとする。
- (2) 項目別の測定方法については、監督職員の指示によるものとする。

6. 一般構造物等の土量計算

- (1) 設計数量及び出来高数量は、工事目的物の形状、現地の地盤高・計画高等の実測値などに基づいて算定する。
- (2) 埋戻し(盛土)の土の変化率は0.9を用いる。ただし、通常の転圧を伴わない埋戻し(人力及び小型機械によるもの)については1.0を用いる。
- (3) 土量の算定にあたっては以下の通りとする。
  - ・ 掘削深さ  $H \leq 1.5$  mの場合は、直堀りを原則とする。
  - ・ 掘削深さ  $H > 1.5$  mの場合は、土質に見合った勾配や土留工を施すものとする。  
 ただし、狭隘な現場、地下埋設物などへの影響を考慮し、土質に見合った勾配を確保できない場合は、土留工を施すものとする。  
 なお、掘削勾配は以下を標準とする。

土質区分	掘削深さ	掘削勾配
砂質土・粘性土・レキ質土 (普通土砂)	$H \leq 1.5$ m	直堀り
	$1.5 < H \leq 5.0$ m	1 : 0.5
軟岩(I)・軟岩(II)	$H < 1.5$ m	直堀り
	$1.5 < H \leq 5.0$ m	1 : 0.3
中軟岩・硬岩	$H \leq 5.0$ m	直堀り
砂	$H \leq 5.0$ m	1 : 1.5
その他(崩壊しやすい状態の地山)	$H \leq 2.0$ m	1 : 1.0

(注) 設計書に勾配が明記されている場合はこれを用いること。

(4) 土工の余掘りについて

工事目的物に含まれる土工の余掘りは、任意施工を考慮し下記を標準とする。

- ・ 小規模構造物は、10cmを標準とする。
- ・ 施工が比較的容易なうえ、簡易な仮設構造物により施工できる場合の、擁壁及び基礎構造物等は、以下の通りとする。

種別	掘削深さ	余掘り幅	摘要
擁壁 (場所打ち)	$H \leq 1.5$ m	10cm	重力式擁壁等
	$H > 1.5$ m	20cm	
基礎構造物 (場所打ち)	$H \leq 1.5$ m	10cm	排水構造物 標識・案内板等
	$H > 1.5$ m	20cm	
プレキャスト製品 (ブロック)	$H \leq 1.5$ m	10cm	縁石・境界石等 その他二次製品
	$H > 1.5$ m	10cm	

7. 大規模な構造物等の土量計算

大規模な擁壁及び基礎構造物等は、仮設期間・仮設構造物の条件などを考慮して、別途土量を

算定するものとし、前項6の適用を除外する。

#### 8. 控 除

各項目別数量の中に占める、他の物件または施設物の面積、体積等の控除は、別表の「控除一覧表」の通りとする。

#### 第4条 小規模工事の取り扱い

小規模工事（200万円未満）における、本基準の取り扱いにあたっては、別表の「工種別・単位及び数位一覧表」に定めた数位を一位繰り下げて運用することができる。

#### 付 則

この基準は、平成元年8月1日より施行する。

#### 付 則

この基準は、平成13年6月1日より施行する。